平成２５年（フ）第３５５号
堺市南区桃山台２丁８番７―520号
債務者　新田　育子（旧姓永岩）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
堺市北区大豆塚町２丁７番地73　下村マンション401号
債務者　田中　洋子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
北海道登別市栄町２丁目12番地９
債務者　川口美江子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
岩手県北上市花園町２丁目３番33号　タウンハウスＧ―１号
債務者　高橋　敏彦
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０９号
岩手県北上市鬼柳町荒高170番地１
債務者　都鳥　明美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９号
福島県喜多方市桜ガ丘１丁目137番地２　桜ガ丘コーポＤ棟１号室、前住所福島県喜多方市松山町村松字大坪1837番地12
債務者　眞壁　洋一
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
新潟県十日町市松代2120番地
債務者　丸山　　理
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１２２号
愛知県稲沢市下津片町27番地１
債務者　佐藤　智哉
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３７号
愛知県一宮市瀬部字墓ノ腰80番地
債務者　中瀧とみ子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６１６号
大阪府岸和田市今木町425番地の７
債務者　川崎美智子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
大阪府泉大津市春日町22番18号、前住所大阪府泉大津市我孫子２丁目４番１号
債務者　白石加奈子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
大阪府泉南市男里６丁目11番９号、前住所大阪府泉南市信達市場131番地の１
債務者　吉川物産こと　吉川　忠光
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
大阪府泉佐野市長滝2099番地長滝第一住宅１―303
債務者　野上田　等
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１　泉佐野長滝住宅２―407
債務者　椿　真一郎
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
大阪府和泉市井ノ口町１―２―203、住民票上の住所大阪府和泉市内田町２丁目８番74号
債務者　荒木　　愛
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
大阪府貝塚市津田北町17番２―909号
債務者　クリックレスキューこと　川本　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
大阪府貝塚市津田北町17番２―909号
債務者　川本　礼子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係